

働く仲間は闘うN関労に結集しよう!!

LALUZ

(ラ・ルース)

2010年3月17日(水) No. 67

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 兼廣 英治

事務所：尼崎市武庫町1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F

Tel. 090-8979-5088 Fax. 06-6436-4076

Eメール: takara-kanet@asahi.co.jp

<http://www.n-kanrou.com/>

流した汗が報われる賃上げを

本日、尼崎ビルで時限スト決行へ

今、多くの日本国民が生活苦に喘いでいるのではないだろうか。下がり続ける賃金、就職氷河期、改善されない失業率、既に3年前に年収が200万円にも満たない労働者が1000万人を超えている現実。厳しい状況を数えればきりが無い。

そして、NTTで働く私たちも例外ではない。N関労が行った10春闘要求アンケート（NTT社員用）で75%の方が「かなり苦しい」「やや苦しい」と答えている。私たちはこのアンケートを基に2月24日、春闘要求書を西日本本社およびハイホン中国、ハイホン四国へ提出。腕章着用、時間外拒否闘争を背景に、本社、ハイホン中国と団体交渉を行ってきた。

しかし、会社回答は「要求には応じられない」から進展するものではなかった。このため要求前進に向け、本日、尼崎ビルにおいて始業時より1時間のストライキを決行する。

以下は我々の要求とその趣旨、および団体交渉での会社見解をまとめたもの。

1. 一律3万8000円の基準内賃金の引き上げを行うこと。
2. 夏期・年末合わせて基準内賃金プラス成果手当・扶養手当を合算した毎月賃金の6ヶ月分の手当てを支払うこと。

趣旨 社員の苦しい生活とは裏腹にNTTの今年度の営業利益は1兆1100億円を見込み、内部留保は9兆5900億に膨らんでいる。また、株主配当も1株当たり年間120円（100株に分割された配当金、分割以前で言えば1株につき年1200円となる）に引き上げている。

賃上げに答える原資は十二分であり、株主より社員の生活を優先すべきである。

会社 賃金はそれぞれの会社で決定する。西日本で言えば50億円の営業利益を上方修正し、80億円位と見込んでいる。レガシー系の下げ幅は減少してきているが、IP系も伸び悩んでいる。今のところは賃上げをできる状況に無い。

3. 50歳退職・再雇用制度を廃止すること。

趣旨 退職の強要であること。OS会社選択後の最大30%の賃金カットは生活破壊の何者でもない。また、会社の組織自体にも悪影響を与えている。

会社 いずれ必要かもしれないが、現時点では考えられない。（因みに今年度の対象者は千数百名）

4. 成果主義賃金制度を廃止すること。

趣旨 総賃金の抑制に他ならず、賃金格差が職場を荒廃させ、モチベーションの向上につながるものではない。評価を上げるためには手段を選ばず、情報漏えい事件さえ引き起こしている。

会社 社員のモチベーションは向上している。情報漏えいの原因は成果主義賃金制度だけだとは思わない。制度を廃止する考えは無い。

5. 単身赴任を余儀なくされるような強制配転をなくすこと。わが労働組合の兼広、島本、吉川、高田組合員を地元へ戻すこと。

趣旨 満了型を選択したとみなしたYさん（昨年退職）、島本さん（今年退職）に見られるように単身赴任（強制配転）は定年退職まで続けられており、家庭を破壊する非人間的行為と言わざるを得ない。

会社 単身赴任は強要していない。家族での赴任も可能である。地元にはあなた方の職場（仕事）は無い。

6. 高齢者雇用安定法を遵守し、NTT西日本社員の65歳までの出身地での再雇用を要求する。

趣旨 法律では各事業所での再雇用が謳われている。OS会社だけでなく西日本本社においても再雇用すべきである。

会社 グループトータルとして雇用延長の仕組みがあればよいと考えている。

なお、ハイホン中国への要求および団体交渉模は次は回のラ・ルースで報告したい。



貧困・格差社会との闘いへ

全労協西日本春闘討論集会

去る、2月20日～21日にかけて全労協（全国労働組合連絡協議会）主催の西日本春闘討論集会が北九州市で開催され、当組合から高田さんが参加した。以下はその報告である。

西日本各地から100名を超える参加者が集い、全体集会、分科会、交流会のそれぞれの場で活発な議論や報告が行われた。

全体集会では国労佐賀闘争団の原田さんから最高裁での状況も含め、24年間の厳しい闘争報告があり、早期解決を望む心情に胸を打たれた。

さて、10春闘方針だが、全労協常任幹事の遠藤氏は「10春闘は新自由主義・グローバリゼーション、市場原理主義によってもたらされた『貧困と格差社会』を転換し、安心して働くこと、安定した生活が享受できる社会へつくり変えるための闘いの場である」とし、具体的な闘いとして①自治体への「公契約条例」の普及。（通称リビングウェッジとも言い、日本では初めて千葉県野田市で成立。この2月から試行されている。官製ワーキングプアを無くす闘いでもある）②「労働者派遣法の抜本改正」を実現させること等を挙げた。

分科会は「正規と非正規の団結」、「若者と労働組合」、「賃金と労働組合」に分けられた。私が参加した「賃金と労働組合」では、約30名の参加者の内、大半がタクシー運転手やトラック運転手、また、介護福祉労働者であり、中小、零細企業に働く人たちであった。

タクシー職場では、56～58歳で月額の手取りが12万円以下が圧倒的に多い。トラック職場では1ヶ月の残業が150時間。残業代も交通費も出ない警備員等の劣悪な労働条件で働かざるを得ない実態が報告された。

交流会では大阪教育合同労組より、女性教育労働者が5年にも及ぶ裁判闘争で「免職取り消し」の判決を勝ち取った報告があった。彼女は現在、4月からの現職復帰を目指して研修センターに通っている。

当初は集会参加者の中に顔見知りがいなくて寂しい思いもしたが、労働者交流の中で打ち解けることができ良かったと思う。官民間わず、資本の攻撃が厳しいことも再確認させられた・・・自戒も込めて。（高田泰成）